

男女共同参画会議 第11回重点方針専門調査会	資料11
平成29年10月4日	

「女性活躍加速のための重点方針 2017」

Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現

1. 生涯を通じた女性の健康支援の強化

b) 女性の健康維持の促進に向けた取組

(厚生労働省説明資料)

大項目	II	II 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現																						
中項目	3	3. 生涯を通じた女性の健康支援の強化																						
小項目	(1)	(1)女性の健康増進に向けた取組																						
細項目		<p>③女性の健康維持の促進に向けた取組 <u>女性の生涯を通じた健康を支援するため、女性健康支援センターによる支援を引き続き推進する。</u>また、がんの早期発見に向けて、女性特有のがんを含めたがん検診について、がん検診の受診率向上につながる取組を引き続き実施する。</p> <p>③ 加えて、女性の健康を維持・増進する施策(婦人科検診に対する補助等)の実施を含め、健康経営に取り組む企業を「健康経営銘柄」として選定する。こうした企業を長期的な視点から見た企業価値の向上を重視する投資家にとって魅力的な企業として顕彰する取組の更なる普及を通じ、女性の健康維持を促進する。</p>																						
該当施策名 (事業名)		女性健康支援センター事業																						
該当施策の背景・目的		女性は妊娠・出産等含めた各ライフステージにおいて、女性特有の身体的・精神的な悩みを抱えているため、女性が気軽に相談することのできる体制を確立することにより、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図る女性健康支援センターを都道府県・指定都市・中核市に設置する。																						
該当施策の政策手段の分類		<table border="0"> <tr> <td>—</td> <td>法令・制度改正</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>税制改正要望</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>予算</td> </tr> <tr> <td></td> <td>30年度要求予算額: 21,006,901 千円 の内数</td> </tr> <tr> <td></td> <td>29年度予算額: 20,594,098 千円 の内数</td> </tr> <tr> <td></td> <td>28年度歳出予算現額※1 18,482,878 千円 の内数</td> </tr> <tr> <td></td> <td>28年度決算額: 15,121,065 千円 の内数</td> </tr> <tr> <td></td> <td>使用割合: — %</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>機構定員要求</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>その他(具体的に)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>—</td> </tr> </table>	—	法令・制度改正	—	税制改正要望	○	予算		30年度要求予算額: 21,006,901 千円 の内数		29年度予算額: 20,594,098 千円 の内数		28年度歳出予算現額※1 18,482,878 千円 の内数		28年度決算額: 15,121,065 千円 の内数		使用割合: — %	—	機構定員要求	—	その他(具体的に)		—
—	法令・制度改正																							
—	税制改正要望																							
○	予算																							
	30年度要求予算額: 21,006,901 千円 の内数																							
	29年度予算額: 20,594,098 千円 の内数																							
	28年度歳出予算現額※1 18,482,878 千円 の内数																							
	28年度決算額: 15,121,065 千円 の内数																							
	使用割合: — %																							
—	機構定員要求																							
—	その他(具体的に)																							
	—																							
該当施策概要		女性健康支援センターは、思春期から更年期に至る女性を対象とし、身体的、精神的な悩みを有する女性に対する相談指導や妊娠に悩む者に対する相談、不妊や妊娠に関する正しい知識の普及啓発、女性の健康に関する学習会の開催等を行う。																						

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2	
	-	
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3	
	-	
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目	
	分野 一大項目	6-1 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援
	その他関係する分野・大項目等	
	分野 一大項目	-
担当府省・担当課	厚生労働省	
	子ども家庭局母子保健課	

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したものの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

女性健康支援センター事業

○事業の目的

思春期から更年期に至る女性を対象とし、各ライフステージに応じた身体的・精神的な悩みに関する相談指導や、相談指導を行う相談員の研修を実施し、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図ることを目的とする。

○対象者

思春期、妊娠、出産、更年期、高齢期等の各ライフステージに応じた相談を希望する者
(不妊相談、望まない妊娠、メンタルヘルスケア、性感染症の対応を含む)

○事業内容

- (1) 身体的、精神的な悩みを有する女性に対する相談指導
- (2) 相談指導を行う相談員の研修養成
- (3) 相談体制の向上に関する検討会の設置
- (4) 妊娠に悩む者に対する専任相談員の配置
- (5) (特に妊娠に悩む者)が、女性健康支援センターの所在等を容易に把握することができるよう、その所在地及び連絡先を記載したリーフレット等を作成し、対象者が訪れやすい店舗等で配布する等広報活動を積極的に実施

○実施担当者 … 医師、保健師又は助産師等

○実施場所(実施主体：都道府県・指定都市・中核市)

全国65カ所(平成28年7月1日時点) ※自治体単独9か所含む (保健所42か所、助産師会・看護協会16か所、その他7か所)
47都道府県、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、浜松市、名古屋市、大阪市、神戸市、福岡市、盛岡市、川崎市、八王子市、奈良市、久留米市、宮崎市

○予算額等

平成30年度概算要求 99百万円 (基準額 163,100円 × 実施月数) (補助率 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2)

○ 相談実績 平成27年度：41,152件(内訳：電話22,515件、面接13,524件、メール3,540件、その他1,573件)

○相談内容

- ・女性の心身に関する相談(16,173件) ・不妊に関する相談(9,282件) ・思春期の健康相談(6,850件)
- ・妊娠・避妊に関する相談(5,733件) ・メンタルケア(1,907件) ・婦人科疾患・更年期障害(441件) ・性感染症等(175件)



大項目	Ⅱ	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現																						
中項目	3	3. 生涯を通じた女性の健康支援の強化																						
小項目	(1)	(1)女性の健康増進に向けた取組																						
細項目		<p>③女性の健康維持の促進に向けた取組 女性の生涯を通じた健康を支援するため、女性健康支援センターによる支援を引き続き推進する。また、<u>がんの早期発見に向けて、女性特有のがんを含めたがん検診について、がん検診の受診率向上につながる取組を引き続き実施する。</u></p> <p>③ 加えて、女性の健康を維持・増進する施策(婦人科検診に対する補助等)の実施を含め、健康経営に取り組む企業を「健康経営銘柄」として選定する。こうした企業を長期的な視点から見た企業価値の向上を重視する投資家にとって魅力的な企業として顕彰する取組の更なる普及を通じ、女性の健康維持を促進する。</p>																						
該当施策名 (事業名)		新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業																						
該当施策の背景・目的		<p>「がん対策推進基本計画」(平成24年6月閣議決定)において、がん検診の受診率については、28年度までに50%を達成することを個別目標に掲げている。しかしながら、28年国民生活基礎調査では、男性の肺がん検診のみが50%を超えたが、他の検診は、受診率の上昇傾向がみられるが50%を超えていない状況である。</p> <p>「骨太の方針2017」(平成29年6月閣議決定)では、「がんとの闘いに終止符を打つため、がんの一次予防の推進、二次予防であるがん検診の内容の見直しの検討や受診率の向上を図る」こととしており、さらなる受診率向上施策が求められている。</p> <p>また、「がん検診のあり方に関する検討会中間報告書」(平成25年8月)において、クーポン券の配布には一定の受診率向上効果があったと認められるが、自己負担軽減よりも個別の受診勧奨・再勧奨の方が大きな効果があると報告されていることや、「がん対策推進基本計画中間評価報告書」(27年6月)において、がん検診の受診率を向上させるための方策については、対象者の網羅的な名簿管理に基づく個別受診勧奨・再勧奨が重要であると指摘されている。</p> <p>このようなことから、個別の受診勧奨・再勧奨の実施、子宮頸がん検診、乳がん検診の初年度対象者に対するクーポン券の配布及び要精密検査と判断された者の受診勧奨を実施することで、がん検診及び精密検査受診率の向上を図り、より早期の発見につながることで、がんによる死亡者の減少を図り、国民の暮らしの安心を確保する。</p> <p>なお、がん検診については、健康増進事業に基づき、市町村が実施しており、その経費は、地方交付税措置がされている。</p>																						
該当施策の政策手段の分類		<table border="0"> <tr> <td>—</td> <td>法令・制度改正</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>税制改正要望</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>予算</td> </tr> <tr> <td></td> <td>30年度要求予算額: 1,550,030 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>29年度予算額: 1,567,328 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>28年度歳出予算現額※1: 1,962,048 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>28年度決算額: 923,366 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>使用割合: 47.1 %</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>機構定員要求</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>その他(具体的に)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </table>	—	法令・制度改正	—	税制改正要望	○	予算		30年度要求予算額: 1,550,030 千円		29年度予算額: 1,567,328 千円		28年度歳出予算現額※1: 1,962,048 千円		28年度決算額: 923,366 千円		使用割合: 47.1 %	—	機構定員要求	—	その他(具体的に)		—
—	法令・制度改正																							
—	税制改正要望																							
○	予算																							
	30年度要求予算額: 1,550,030 千円																							
	29年度予算額: 1,567,328 千円																							
	28年度歳出予算現額※1: 1,962,048 千円																							
	28年度決算額: 923,366 千円																							
	使用割合: 47.1 %																							
—	機構定員要求																							
—	その他(具体的に)																							
	—																							

<p>該当施策概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成28年度 * 子宮頸がん検診と乳がん検診一定年齢の対象者に対してクーポン券を、初年度対象者(子宮頸がん検診:20歳、乳がん検診:40歳)に対して検診手帳を配布する。 * 子宮頸がん検診、乳がん検診、胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診について、年度途中で、一定年齢の対象者のうち未受診者に対して個別の受診勧奨・再勧奨を行うとともに、かかりつけ医を通じた個別の受診勧奨・再勧奨の実施する。 * 要精密検査と判断されたが精密検査を受診していない者に対して、精密検査の受診再勧奨を実施する。 * 子宮頸がん検診、胃がん検診、肺がん検診、乳がん検診、大腸がん検診について、一定年齢の対象者に対して、受診の意向や日程の希望、職域検診での受診の有無等の調査を実施する。 ・ 平成29年度より見直しを実施(下線部)し、がん検診の受診促進を図っている。 * <u>子宮頸がん検診、乳がん検診、胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診について、20歳から69歳の女性及び40歳から69歳の男性を対象(※)に、個別の受診勧奨・再勧奨を行うとともに、かかりつけ医を通じた個別の受診勧奨・再勧奨の実施する。</u> <p>※がん種ごとの対象年齢…</p> <ul style="list-style-type: none"> 子宮頸がん検診:20～69歳の女性 乳がん検診:40～69歳の女性 胃がん検診:50～69歳の男女(胃部エックス線検査については40歳以上も可) 肺がん検診及び大腸がん検診:40～69歳の男女 <ul style="list-style-type: none"> ・ 子宮頸がん検診と乳がん検診の初年度受診対象者(子宮頸がん検診:20歳、乳がん検診:40歳)に対して、クーポン券と検診手帳を配布する。 ・ 要精密検査と判断されたが精密検査を受診していない者に対して、精密検査の受診再勧奨を実施する。 	
<p>「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)</p>	<p>関連施策(事業)の通し番号※2</p> <p style="text-align: center;">—</p>	
<p>「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)</p>	<p>関連施策(事業)の通し番号※3</p> <p style="text-align: center;">—</p>	
<p>「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野</p>	<p>主に関係する分野・大項目</p>	
	<p>分野 —大 項目</p>	<p>6-1 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援</p>
	<p>その他関係する分野・大項目等</p>	
<p>担当府省・担当課</p>	<p>厚生労働省 健康局 がん・疾病対策課</p>	

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したものの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業 (受診意向調査)

27年度補正予算繰越額: 488,288千円
(27年度補正予算額: 502,667千円)

課題

- がん検診推進事業の実施(クーポン券の配布)により、クーポンを使用して受診した者の状況の把握は進んだが、クーポンを使用しなかった者の状況が把握できておらず、対策が取られていない。
- 保険者や事業者が実施するがん検診(職域検診)の受診状況が把握できておらず、がん検診の対象者名簿が完全には整備されていない。

必要な取組

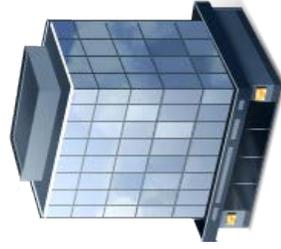
- クーポン券を使用しなかった者や職域検診の対象者についても状況を把握する必要がある。
- 網羅的な名簿管理に基づき、対象者の状況を踏まえ、対象者の特性に応じた普及・啓発等を組み合わせた個別の受診勧奨・再勧奨を実施することが重要である。

事業内容

- 一定年齢の者(※)に対して、**受診の意向や日程の希望、職域検診での受診の有無等を調査し、状況を把握するとともに、受診に対する関心を喚起する。**
- 把握した状況を、受診日の日程調整や対象者の特性に応じたメッセージの送付など、**効果的・効率的な個別の受診勧奨・再勧奨につなげる。**

※一定年齢の者・・・子宮頸がん20,25,30,35,40歳、乳がん・大腸がん・胃がん・肺がん40,45,50,55,60歳

がん検診受診率 50%の達成



市区町村

(補助先：市区町村、補助率1/2)

調査・受診の喚起

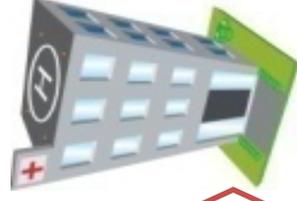
意向や希望を回答

対象者の特性に応じた
個別の受診勧奨



住民

これまであまり受診しなかつた方ががん検診を受診



医療機関
検診実施機関

新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業

30年度概算要求額: 16億円
 (29年度予算額: 16億円
 28年度予算額: 15億円)

がん検診受診率向上に効果の大きい個別の受診勧奨・再勧奨を、対象年齢を拡充して実施するとともに、子宮頸がん検診・乳がん検診の初年度対象者にクーポン券を配布する。引き続き、精密検査未受診者に対する受診再勧奨にも取り組む。

事業の概要

① 個別の受診勧奨・再勧奨

子宮頸がん、乳がん、胃がん、肺がん、大腸がん検診について、**郵送や電話などによる個別の受診勧奨・再勧奨を行う(注)**とともに、**かかりつけ医を通じて個別の受診勧奨・再勧奨にも取り組む。**

注) 個別受診勧奨・再勧奨の対象

子宮頸がん検診: 20～69歳の女性、乳がん検診: 40～69歳の女性、胃がん検診: 50～69歳の男女(胃部エックス線検査は40歳以上も可)、肺がん・大腸がん検診: 40～69歳の男女

② 子宮頸がん・乳がん検診のクーポン券などの配布

子宮頸がん・乳がん検診の初年度対象者(子宮頸がん検診: 20歳、乳がん検診: 40歳)に対して、クーポン券と検診手帳を配付する。

③ 精密検査未受診者に対する受診再勧奨

子宮頸がん、乳がん、胃がん、肺がん、大腸がん検診の**精密検査未受診者に対して、郵送や電話などによる個別の受診再勧奨を行う。**

平成28年度

平成29年度以降

個別の受診勧奨・再勧奨
 (女性: 20,25,30,35,40,45,50,55,60歳)
 (男性: 40,45,50,55,60歳)

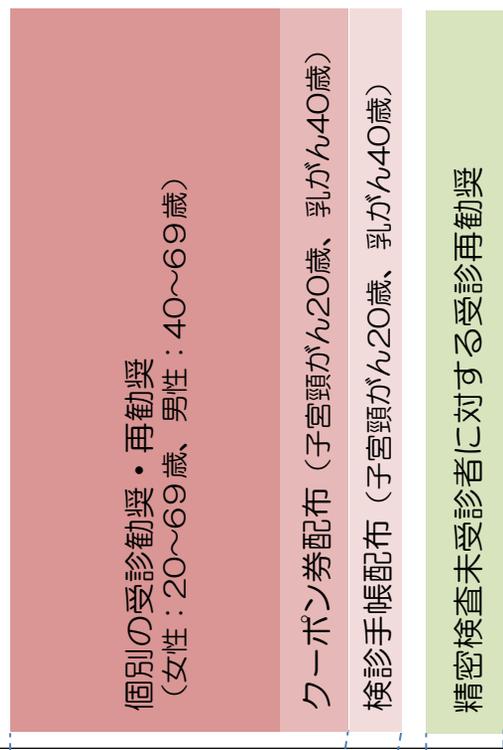
クーポン券配布
 (子宮頸がん: 20,25,30,35,40歳の女性)
 (乳がん: 40,45,50,55,60歳の女性)

検診手帳配布 (子宮頸がん20歳、乳がん40歳)

精密検査未受診者に対する受診再勧奨

検診受診率向上

精密検査未受診者に対する受診再勧奨



がんの早期発見・がんによる死亡者の減少